

植物品種のブランド化のための知財戦略

弁理士 押久保政彦

押久保政彦 略歴 (電子メール:masahiko@oshikubo.jp)



押久保政彦国際商標特許事務所

弁理士／1級知財管理技能士(特許、コンテンツ、ブランド)、知財経営コンサルタント

- 略歴 -

1993~2006

中小企業(栃木、宇都宮)

携帯電話キャリアショップ事業責任者として

店舗事業経営、運営に従事

2006~2010

特許事務所(東京、虎ノ門)

デザイン、ブランドを中心として知財実務に従事

2011~

押久保政彦国際商標特許事務所を開設(主)

2012~

宇都宮中央法律事務所のパートナー(従)

2013~

特許庁事業、関東経産局事業、INPIT事業等の国の知財普及事業へ参画

★知財を経営に活かすという観点から主に知的財産の掘り起し、知財を活用したブランド支援等を通じて中小企業を支援、現在に至る

押久保政彦国際商標特許事務所

- 弁理士会活動 -

2005 弁理士登録

2007~2012 知財経営コンサルティング委員会

2011~2013 中小企業支援委員会

2011~2020 研修所知財ビジネスアカデミー

2011~現在 栃木委員会

2012~2014 復興プロジェクト本部実行委員会

2019~2020 福島プロジェクトWG

2020~2021 政策課題検討WG 専門家NW特命

2022~現在 弁理士派遣WG

- 大学院 -

2006~2008

東京理科大学大学院入学

知的財産戦略専攻(MIP)修了

2010~2014

東京理科大学大学院入学

イノベーション専攻(博士課程)単位取得退学

2015 博士(技術経営)学位取得

博士学位論文

地域ブランドの競争優位性の獲得プロセス

アジェンダ

はじめに・・・農業×知財

品種登録と商標登録の違い

植物品種のブランド化のための知財戦略

農林水産省知的財産戦略

農林水産・食品分野のグローバル化に伴い、産品を支えている知的財産を戦略的に創出・保護・活用することを通じて日本の国際競争力の強化を図るために策定された

農林水産省知的財産戦略2020(平成27年5月28日策定)～そのポイント

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/pdf/senryaku_point.pdf

農林水産省知的財産戦略2025(令和3年4月30日策定)

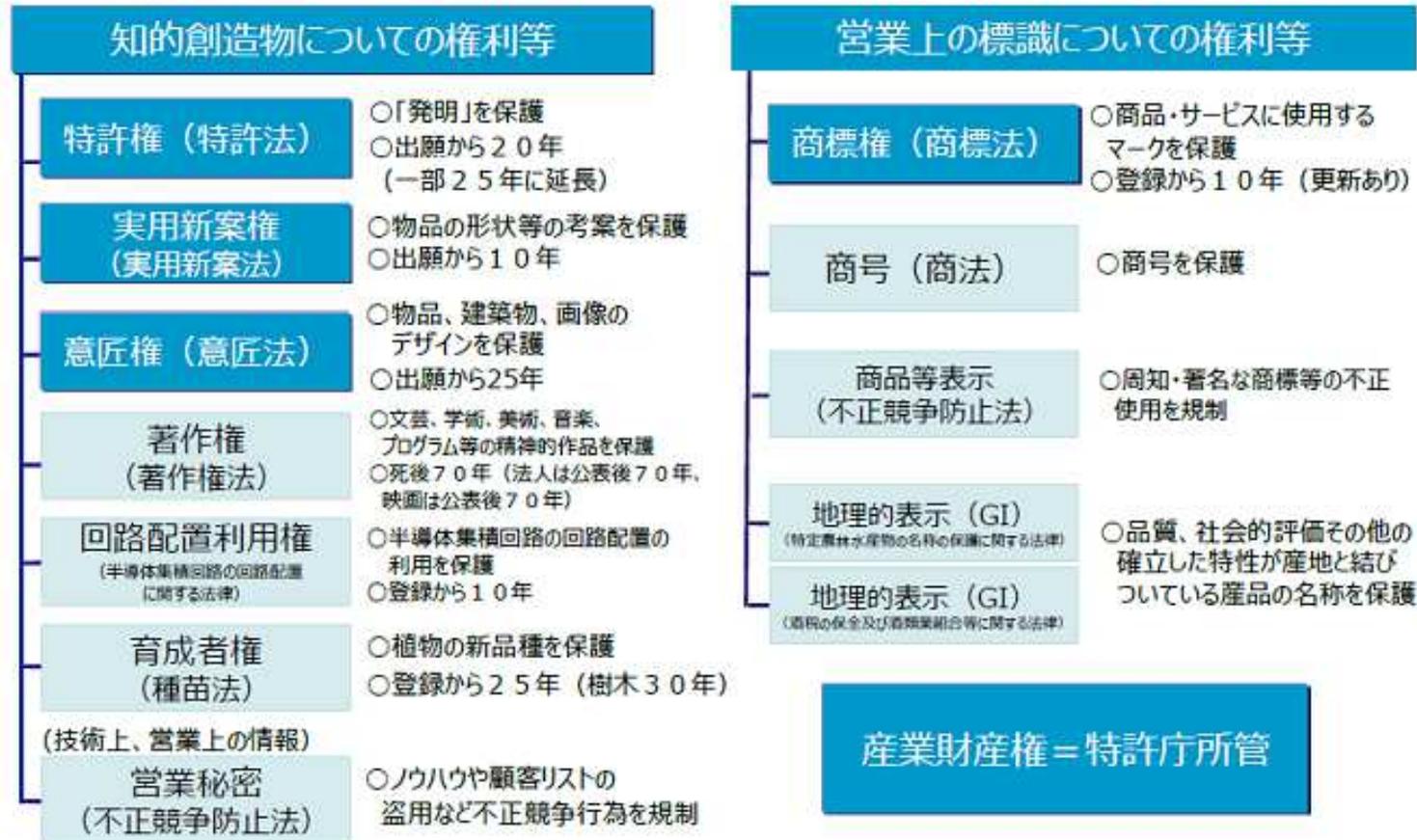
https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/attach/pdf/index-25.pdf

特許権、商標権、育成者権、GIなどの知財制度を組み合わせ活用し、ブランド力を向上することが重要であり、技術とブランドのマネジメントは異なるものではあるものの、両方を組み合わせることにより我が国の農林水産業・食品産業の強みを一層発揮するような取組を推進する

知的財産権

知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度

知的財産の種類



出所: 特許庁ウェブサイト, 「知的財産権について」より図引用
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>

アジェンダ

はじめに・・・農業×知財

品種登録と商標登録の違い

植物品種のブランド化のための知財戦略

品種登録と商標登録

品種登録と商標登録は、名称を保護することは共通するが、その対象は異なる

品種登録制度

- ・一定の要件を満たす「植物の新品種」を農林水産省に登録することで、育成した者に「育成者権」を付与し、知的財産として保護する制度
- ・登録から25年、権利が存続する（樹木30年）

商標登録制度

- ・一定の要件を満たす「商標」を特許庁に登録することで、商標を出願する者に「商標権」を付与し、知的財産として保護する制度
- ・登録から10年、権利が存続し、更新も可能

品種登録制度

育成者権を取得に関して、メリット、デメリットがあることを理解しよう

メリット

- ・自身の登録品種の利用を独占できる
- ・第三者が無断でその登録品種を利用していればそれを排除することができる
- ・他人に登録品種を利用する許諾を与え、ライセンス料を得ることができる

デメリット

- ・存続期間満了後は、第三者が自由に登録品種の内容を利用できる
- ・登録品種の名称は、商標登録できない

【参考】農林水産省 品種登録制度について

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hinshu/act/seido.html>

商標登録制度

メリット

- ・自身の登録登録の使用を独占できる
- ・第三者が無断でその登録商標または類似商標を使用していればその排除が可能
- ・第三者へ登録商標の使用を許諾でき、ライセンス料を得ることができる
- ・存続期間満了しても更新することによって、半永久的に権利が存続する

デメリット

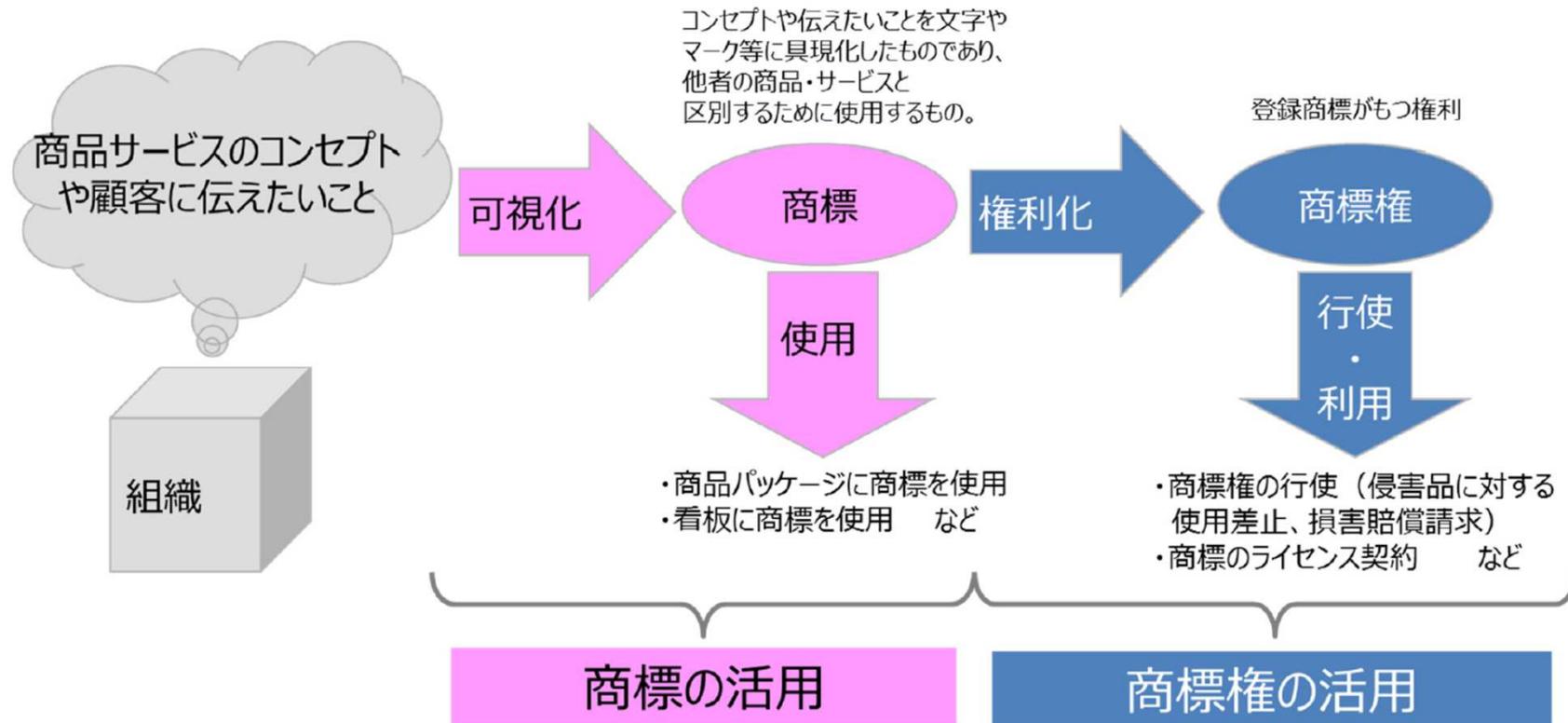
- ・品種登録済の名称は商標登録できない
- ・一定期間、使用されない(不使用)の商標は第三者の請求により取り消される
- ・登録済であっても、所定条件下では、利害関係人の請求により無効・取消がある
- ・商標の使用が先でも他社に先に出願登録されると自身の使用が制限される

【参考】特許庁 商標制度の概要

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/seidogaiyo/chizai08.html>

商標と商標権の関係

商標と商標権の役割は異なる



出所:特許庁産業財産権問題調査研究
「平成30年度 商標権取得による効果及び商標制度の活用に関する調査研究」

商標のちから

商標を作り、使い続けることで、商標に“ブランド力”が備わる

- ・売上アップ
- ・商品や会社の知名度アップ
- ・社員のモチベーションや士気アップ

商標権のちから

商標権を取得することで、商標を守る、権利を活かす

- ・安心して商標が使える
- ・商標が真似されにくい
- ・模倣品を排除
- ・普通名称化を防止
- ・ライセンスで収入や知名度アップ
- ・取引先等からの信頼や評価アップ

出所:特許庁「事例から学ぶ商標活用ガイド」

商標マネジメント

商標マネジメントは、事業的リスクと法的リスクの低減に資する

事業的リスク

- 商標の機能が発揮できず、顧客吸引力や信用が形成、蓄積しない
- 顧客吸引力や信用が蓄積せず、経済的価値が向上しない
- 事業に役立たない無駄な商標権の維持コストがかかる

商標法的リスク

- 商標権者の登録商標の使用義務あり
- 一定期間、継続して不使用の場合は、第三者の請求により登録取消の対象
- 適正な使用ではない場合は、第三者の請求により登録取消の対象

アジェンダ

はじめに・・・農業×知財

品種登録と商標登録の違い

植物品種のブランド化のための知財戦略

商標マネジメント

商標マネジメントは、企業の経済的価値の向上を目的とする

目的

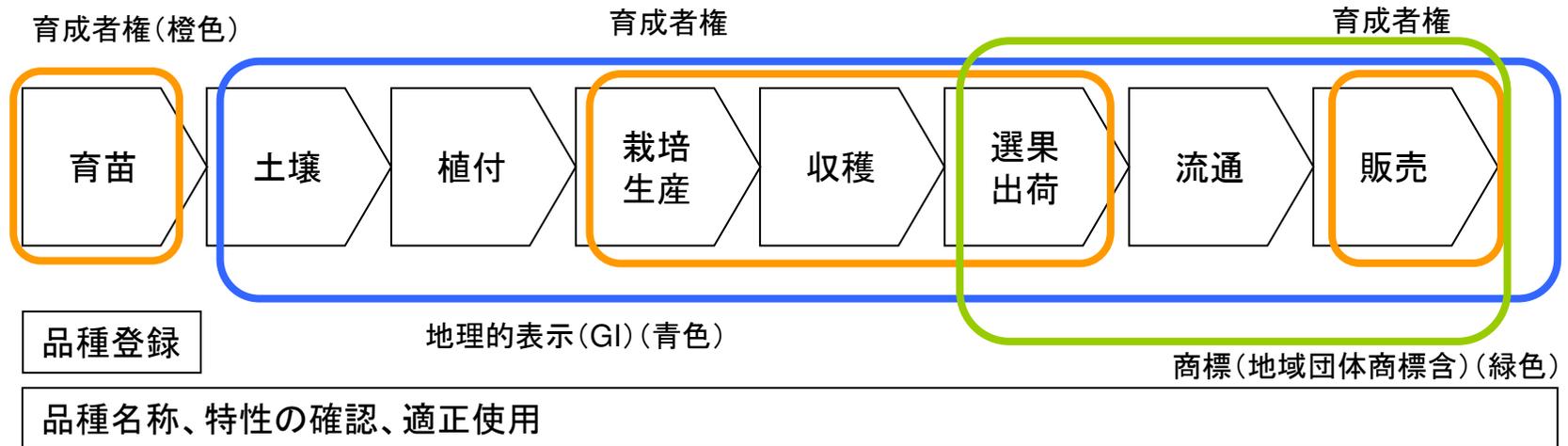
- 商標の使用を通じて自社製品や自社サービスの顧客吸引力を高め、終局的には顧客に対する企業(製品・サービス)の信用という経済的価値の向上を目指す

具体的には以下の取組が重要

- 商標が使用される事業範囲をカバーする権利化
- 商標の使用の統一化
- 商標の適正使用のチェック体制、フィードバック体制の構築
- 商標マネジメントの組織的な取り組み

商標マネジメントの一例

品種登録、商標登録の適正使用のためのマネジメントを行う



商標登録

商標の検討、決定
 文字、図形、結合、その他
 指定商品 (役務) の確定
 ブランド階層に応じて検討

商標の権利化
 商標登録出願
 ⇒ 中間手続き
 ⇒ 設定登録

商標調査

登録商標の使用
 普通名称化の防止
 更新の要否

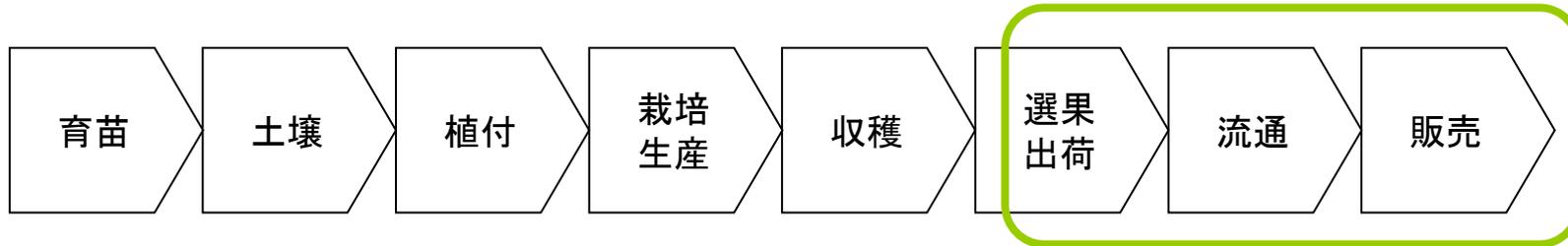
商標使用ガイドライン
 色・サイズ・書体・表示方法等

ライセンス契約

侵害ウオッチ
 商標権侵害警告

商標コンタクト・ポイント

ビジネスフローから顧客との接点や競合他社との差別化するための商標の使用を考える



ブランド要素

- ネーミング
- ロゴ
- スローガン
- シンボル
- キャラクター
- パッケージ

商標の種類

	特徴	例
文字商標	<ul style="list-style-type: none"> 文字のみから構成される商標のこと 文字は、カタカナ、ひらがな、漢字、ローマ字、数字等によって表される 	SONY
図形商標	<ul style="list-style-type: none"> 図形のみから構成される商標のこと 動物、植物、風景、工物等から図案化したものや、幾何学図形等で構成される 	
記号商標	<ul style="list-style-type: none"> ある事柄を表す記号からなる商標のこと のれん記号、文字を図案化し、組み合わせた記号、記号的な紋章のこ指す 	
立体商標	<ul style="list-style-type: none"> 立体的形状からなる商標 例えば、実在・架空の人物・動物等を人形のように立体化したもの等がある 	
結合商標	<ul style="list-style-type: none"> 異なる意味合いを持つ文字どうしを組合せた商標や、文字、図形、記号、立体的形状の二つ以上を組み合わせた商標 	TDK

出所: 特許庁「平成28年度知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト」
 押久保政彦国際商標特許事務所 66 Copyright © 2011-2019, Masahiko OSHIKUBO.

新しいタイプの商標

	特徴	例
動き商標	<ul style="list-style-type: none"> 文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標のこと 鳥が羽ばたきながら左下から右上に移動 	
ホログラム商標	<ul style="list-style-type: none"> 文字や図形等がホログラフィー等の方法により変化する商標のこと 見る角度によって異なる文字等が見える 	
色彩のみの商標	<ul style="list-style-type: none"> 単色や複数の色彩の組み合わせからなる商標であって、輪郭なく使用できるもの 例えば、商品の包装紙等に使用する色彩 	
音商標	<ul style="list-style-type: none"> 音楽、音声、自然音等からなる商標 例えば、テレビCMに使用されるサウンドロゴやパソコンの起動音等がある 	
位置商標	<ul style="list-style-type: none"> 図形等を商品等に付す位置が特定される商標のこと 	

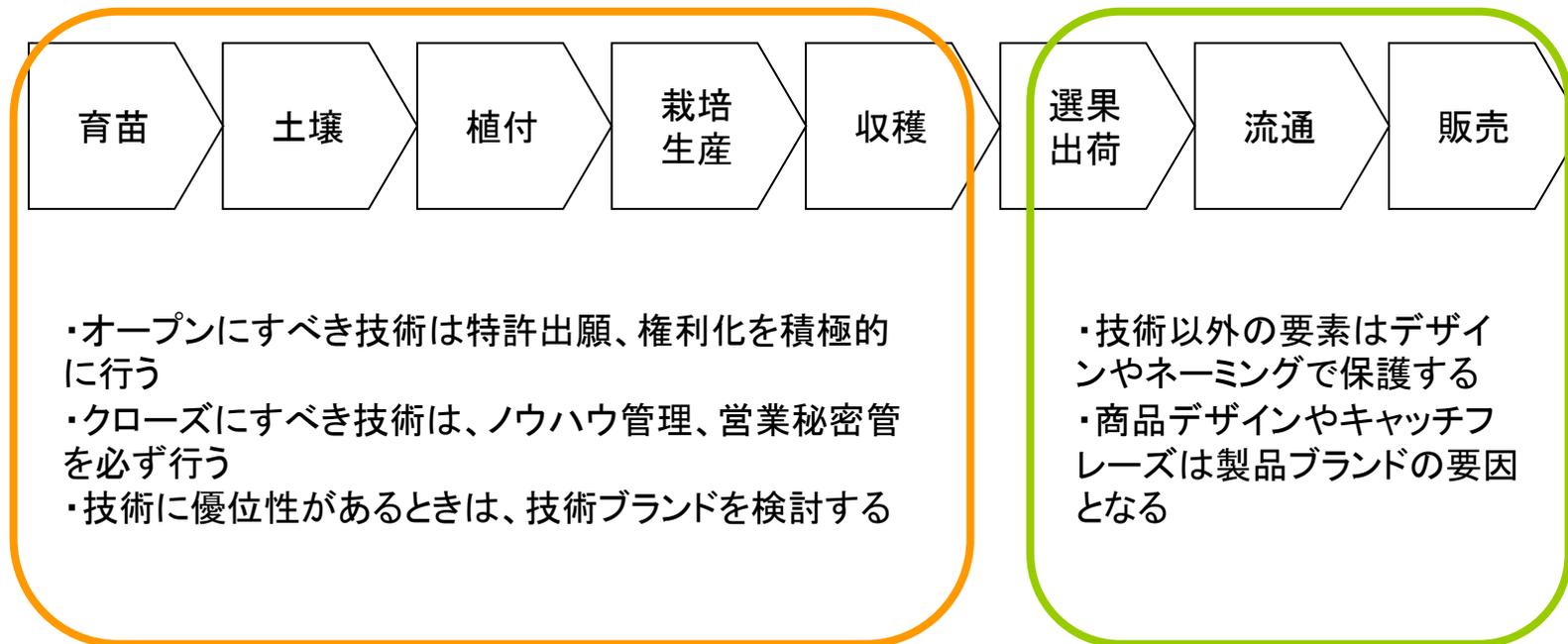
出所: 特許庁「平成28年度知的財産権制度説明会(初心者向け)テキスト」
 押久保政彦国際商標特許事務所 67 Copyright © 2011-2019, Masahiko OSHIKUBO.

知財ミックス

ビジネスの流れ、サプライチェーンの川上は技術の視点、川下はデザインやブランドの視点が有効

技術
特許出願／ノウハウ保護

デザイン／ネーミング
意匠出願／商標出願



農業 × 知財

農林水産ビジネスにおける様々の課題に対して、知財の創出・保護・活用が求められている

農林水産省 【全体版】農業分野における生産技術・ノウハウ等の知的財産としての管理に関するアンケート調査

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/knowhow-7.pdf>

農林水産省 【全体版】農業分野における知的財産普及・啓発パンフレット

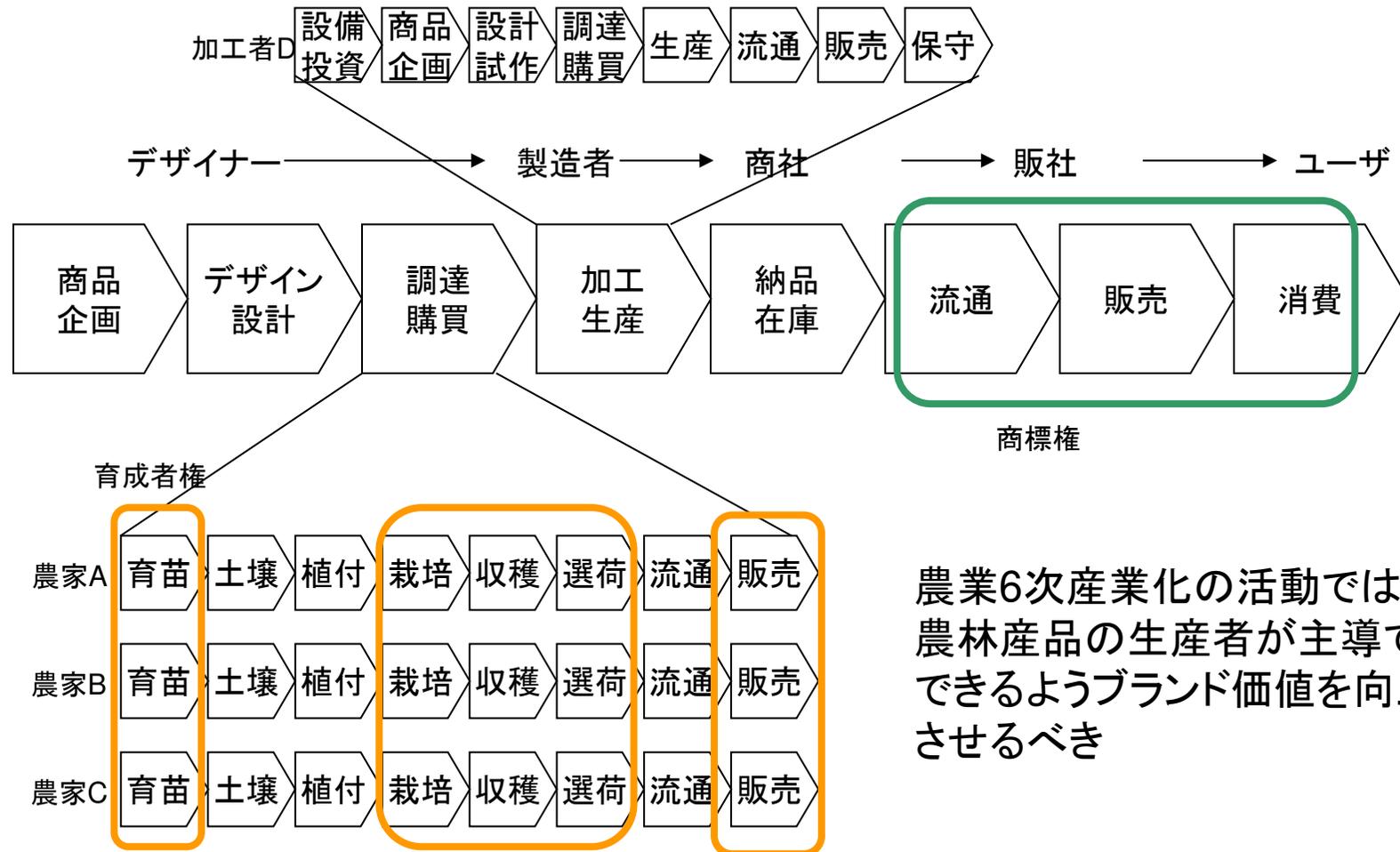
<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/knowhow-6.pdf>

日本弁理士会 知財を活用 農林水産ビジネス

<https://www.jpaa.or.jp/nousui-ip/index.html>

農業6次産業化 ブランド価値の活用

ブランド価値を拡大させ、ロイヤリティビジネスを視野に入れる

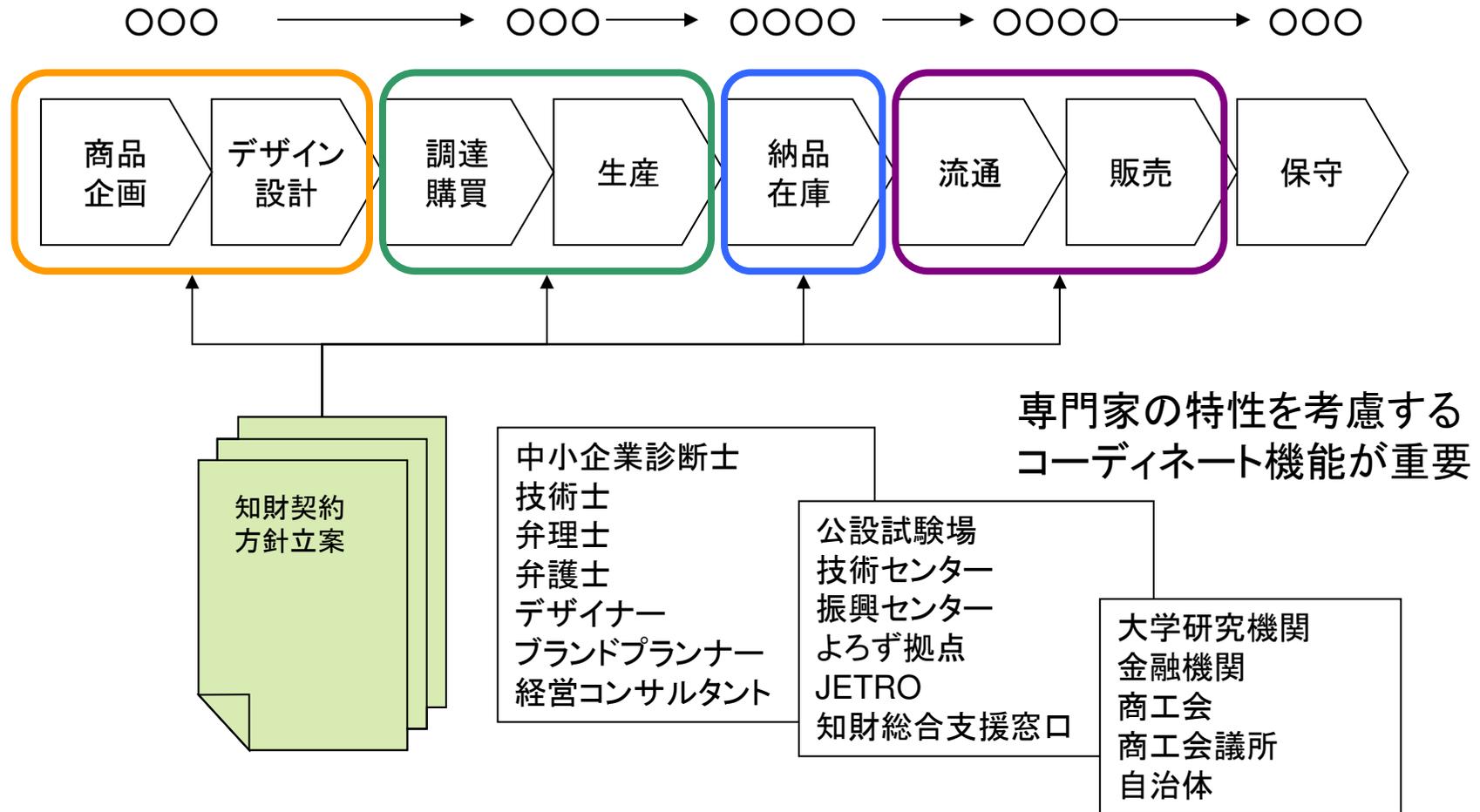


農業6次産業化の活動では、農林製品の生産者が主導でできるようにブランド価値を向上させるべき

専門家の連携強化でビジネスをつくろう！

知財権で対応できない場合は、契約で縛ることも一策

自社の事業ブローを把握して自社の強みを活かす知財契約方針を立てる



植物品種のブランド化のための知財戦略のポイント

- ・ ブランド価値の形成(独自性、信頼性)
- ・ ブランド価値の最大化
- ・ 品種登録、商標登録の使い分け
- ・ 知財ミックスによる多面的保護
- ・ 商標マネジメント、知財契約(ブランド価値の失墜防止)
- ・ 支援機関・専門家との連携

ご清聴ありがとうございました